

湯河原町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行			改 正 後			備 考
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）			
職務の級	職	管理職手当額	職務の級	職	管理職手当額	
7 級	参事 <u>消防長</u>	(略)	7 級	参事 <u>議会事務局長</u> <u>消防長</u>	(略)	
6 級	課長 室長 所長 担当課長 会計管理者__ <u>議会事務局長</u> 教育委員会事務局の課長 消防本部の課長 消防署長	(略)	6 級	課長 室長 所長 担当課長 会計管理者 教育委員会事務局の課長 消防本部の課長 消防署長	(略)	
5 級	(略)	(略)	5 級	(略)	(略)	
			附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。			